

「埼玉県ネットアドバイザー」の設置及び派遣に係る取扱要綱

1 趣 旨

この要綱は、スマートフォン等を利用したインターネットの危険性や保護者の役割を中心に啓発する埼玉県ネットアドバイザー（以下「ネットアドバイザー」という。）の設置とその派遣に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 ネットアドバイザーの定義

ネットアドバイザーとは、県が実施する養成講座を修了し、県による認定を受けて名簿に登録された者をいう。

3 ネットアドバイザーの認定・有効期間

- (1) ネットアドバイザーの認定は、別に定めるところにより行う。
- (2) 認定の有効期間は原則2年間とする。有効期間が経過した場合、県は活動状況や本人の意向等を総合的に考慮し、有効期間を延長する。

4 ネットアドバイザーの活動

ネットアドバイザーは、子供のための安全安心な環境づくりを推進するため、スマートフォン等を利用したインターネットの危険性と保護者の役割などを啓発する「子供安全見守り講座」（以下「見守り講座」という。）講師としての活動の他、青少年課が適当と認めた活動を行うものとする。

5 ネットアドバイザーの派遣先

県は、学校や青少年健全育成団体等からの見守り講座利用の申込みに基づき、ネットアドバイザーを講師として派遣する。主な派遣先は以下のとおりとする。

- (1) 県内小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校
- (2) 県内保育園、幼稚園等
- (3) 県内青少年団体、青少年育成団体
- (4) その他、青少年課が適当と認めた団体

6 派遣申請及び決定

- (1) ネットアドバイザーの派遣を希望する学校等の長は、原則として見守り講座等実施日の1か月前までに埼玉県「子供安全見守り講座」申込用紙（様式1）を青少年課長に提出する。
- (2) 青少年課長は内容を審査の上、派遣の可否及び派遣するネットアドバイザーを決定し、その結果を依頼のあった学校等の長に通知する。

(3) 決定通知を受けた学校等の長は、ネットアドバイザーと連絡・調整の上、見守り講座を適正に運営するものとする。

7 実施報告書の提出

ネットアドバイザーの派遣を受けて見守り講座を実施した学校等の長は、見守り講座終了後1週間以内に埼玉県「子供安全見守り講座」主催者用アンケート（様式2）を青少年課長に提出する。

8 派遣に係る経費

ネットアドバイザーの派遣に係る報償費（交通費・資料作成費等含む）については、県が負担するものとし、その額は次のとおりとする。

単価1回 5,000円

ただし、同日同会場で複数回実施する場合は10,000円を上限とする。

9 研修

(1) 県は、見守り講座の充実、ネットアドバイザーの資質向上及び情報交換を目的とした研修を実施する。

(2) ネットアドバイザーは、研修に積極的に参加するとともに、自己研鑽に努めるものとする。

10 活動の届出

ネットアドバイザーは、学校や団体等から直接依頼を受け、ネットアドバイザーとして活動する場合（青少年課の派遣依頼に基づく子供安全見守り講座や研修への参加等を除く。）、活動日の5日前までに「埼玉県ネットアドバイザー活動届出書」（様式3）を青少年課長に提出する。

11 その他

(1) ネットアドバイザーに関する事務は、青少年課において処理する。

(2) この要綱に定めのない事項及び事業内容の変更等については、青少年課長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年2月12日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年3月10日から適用する。